

# 平成16年 年金制度 改正のポイント

「持続可能」で「安心」の年金制度とするために

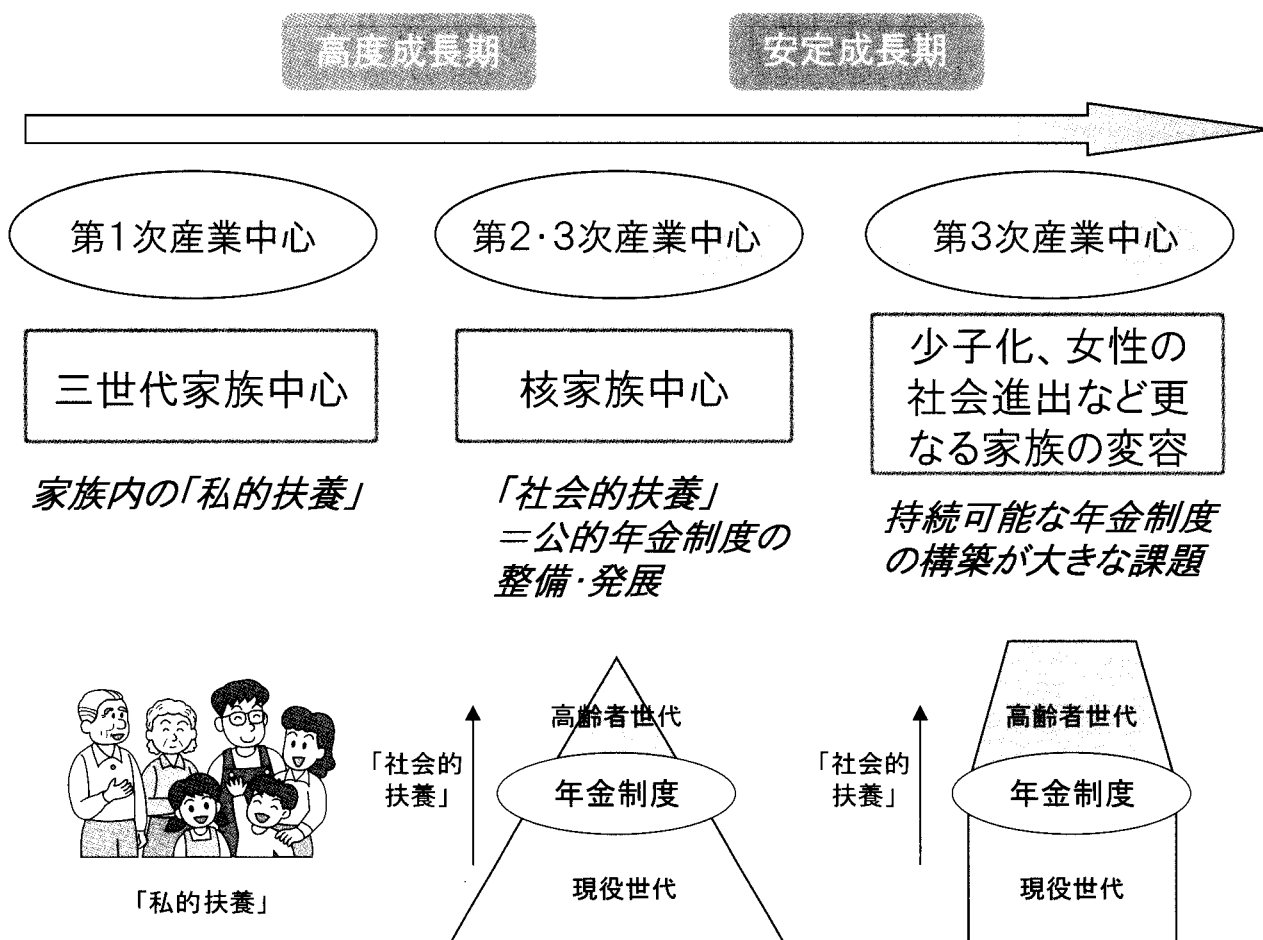
厚生労働省年金局

# 目次

年金の意義	1
年金の役割	2
年金制度の体系	4
年金制度の財政の仕組み	5
急速な少子高齢化の進行	6
平成16年年金制度改革の全体像	8
給付と負担の見直しの骨格	10
① 保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定します。	11
② 基礎年金への国の負担を1/3から1/2に引き上げます。	12
③ 次世代や次々世代の給付に充てるため、積立金を活用します。	13
④ 年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組みにします。	14
⑤ 老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。	16
生き方・働き方の多様化への対応	19
コラム 第3号被保険者の届出をし忘れた方へ	23
コラム 短時間労働者の厚生年金適用について	23
自営業者などに係る保険料（国民年金保険料）の収納対策を徹底	24
若い人にも年金について分かりやすく情報を提供	25
企業年金の充実・安定化	26
安全で効率的な年金積立金の運用を可能にします。	28
社会保障制度全般の一体的見直しと公的年金制度	30
社会保険庁改革の推進	31
コラム 年金は「払い損」なのですか？	32
コラム 年金の福祉施設などについても徹底した見直しを行います	34
改正事項施行期日一覧	35
(参考1) 平成16年財政再計算の諸前提	36
(参考2) 年金額の調整の仕組みー「マクロ経済スライド」を少し詳しく	37
(参考3) 自営業者などに係る保険料（国民年金保険料）の収納対策（全体）	38
(参考4) 諸外国の状況	39
(参考5) 年金課税の見直し	39
(参考6) 給付水準の推移	39
(参考7) 保険料（率）の推移	40
(参考8) 支給開始年齢の引上げのスケジュール	41

# 年金の意義

産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきたわが国では、従来のように家族内の「私的扶養」により高齢となった親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠です。公的年金制度は、こうした「社会的扶養」を基本とした仕組みです。



少子高齢化が進行する中で、若い世代には高齢世代に比べて「損」をしているかのように「世代間」の不公平を主張する声、「自分たちにとっては年金制度は頼りにならない」との声もあるかもしれません。

しかし、もし、年金制度がなかったらどうなるでしょうか。

若い世代は、自分たちの老後の心配をする以前に、仕送りなどによって高齢となった親を支えなければなりません。親の経済的な心配をしながら安心して暮らすことは難しいでしょうし、以前のような「私的扶養」の時代に戻ることは困難でしょう。

それを考えれば、年金制度は、給付を受ける高齢者だけではなく、若い世代にとっても不可欠なものとなっているのではないのでしょうか。

# 年金の役割

公的年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしています。だからこそ、現役世代も、親の経済的な生活の心配をすることなく安心して暮らすことができるのです。

## 現役世代の生活の安心

現役世代も、親の経済的な心配をしながら生活する必要がなくなります。

## 高齢者の生活の安心

消費

通院や介護  
サービス利用の費用

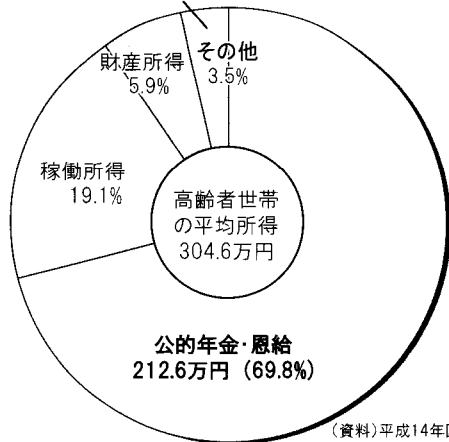
...

## 年金は高齢期の生活の基盤

- ① 年金は高齢者世帯の収入の7割
- ② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活
- ③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割
- ④ 国民の4人に1人が年金を受給
- ⑤ 地域経済を支える役割  
一家計消費の2割が年金の地域も
- ⑥ 年金総額は42兆円。対国民所得比12%

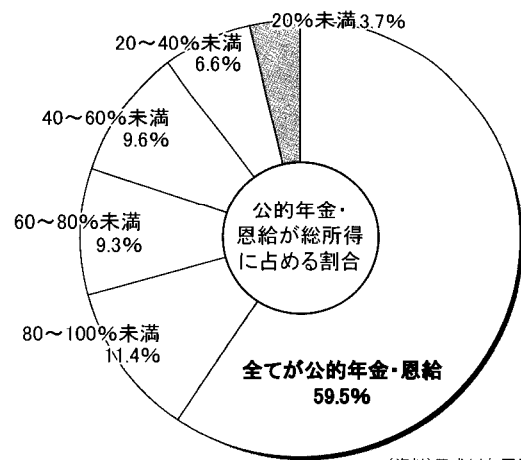
### ① 年金は高齢者世帯の収入の7割

[うち仕送り1.6万円 (0.5%)]



(資料)平成14年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

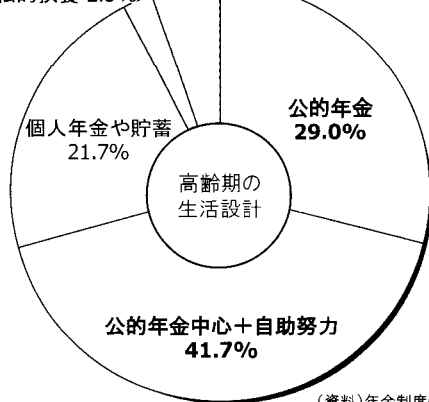
### ② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成14年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

### ③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割

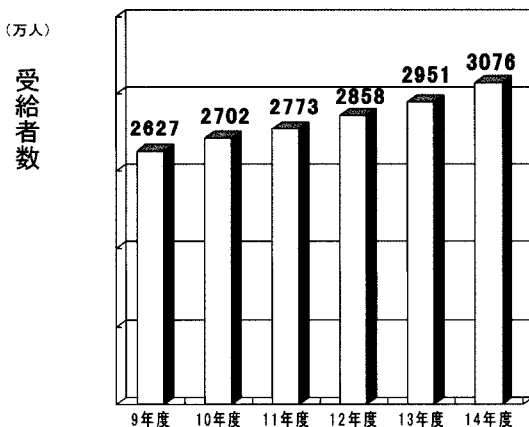
私的扶養 2.3% その他・わからない 5.3%



(資料)年金制度に関する世論調査 (平成15年内閣府)

### ④ 国民の4人に1人が年金を受給

(万人)



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

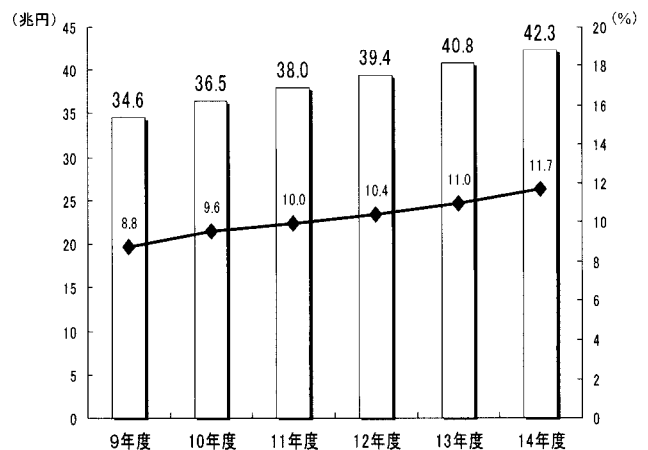
### ⑤ 地域経済を支える役割 — 一家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
山口県 (22.9%)	12.6%	20.3%
島根県 (25.5%)	12.6%	18.5%
岡山県 (20.7%)	11.9%	19.0%
高知県 (24.1%)	11.8%	15.9%
愛媛県 (22.0%)	11.8%	18.6%
長崎県 (21.4%)	11.7%	18.1%
和歌山県 (21.8%)	11.5%	17.9%

### ⑥ 年金総額は42兆円。対国民所得比12%

(兆円)



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

# 年金制度の体系

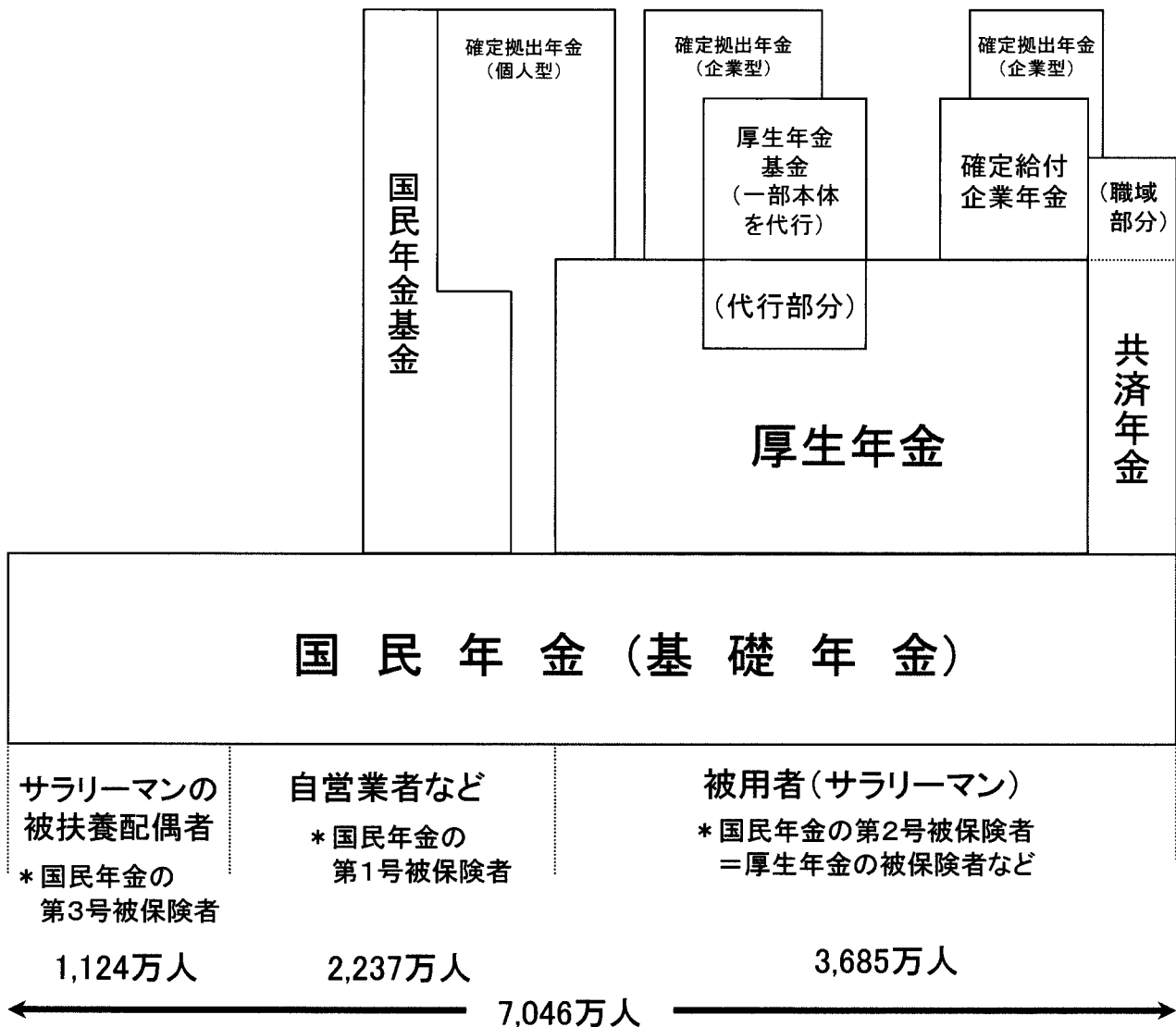
～2階建ての公的年金と私的年金～

わが国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けます。

民間被用者や公務員は、これに加え、厚生年金(共済年金)に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受けることになります。

このほか、個人や企業の選択で、企業年金などの私的年金に加入することができます。

## 年金制度の体系図



# 年金制度の財政の仕組み

現役世代の支払った保険料は、年金制度を通じて、その時々の高齢者の給付に充てられます。こうした仕組みを「世代間扶養」と言います。

このような仕組みであるからこそ、遠い将来の高齢期でも、生活の基本的部分を支える給付を受けることができるのです。

## 【年金財政のイメージ】

### 現役世代

自営業者など  
(国民年金の  
第1号被保険者)

被用者(サラリーマン)  
(国民年金の第2号被保険者  
=厚生年金の被保険者など)

### 世代間扶養

※ 年金積立金の運用  
収入など保険料と国  
庫負担以外の収入も  
あります。

国民年金保険料

国庫負担

厚生年金保険料など  
(労使折半)

国民年金 ※

厚生年金 ※  
(共済年金)

拠出金

拠出金

基礎年金勘定

### 年金受給者

